

平成25年度 第1回住吉区地域福祉専門会議

議事録

日 時 平成25年9月2日(月) 15時00分～17時00分

場 所 住吉区役所 1階第1会議室

- 1 開会
- 2 区長挨拶
- 3 地域福祉専門会議の設置について
- 4 出席者紹介
- 5 報告

(1) 平成 2 5 年度福祉施策推進パイロット事業の住吉区の進捗状況について

(2) 災害時要援護者の取組みについて (防災専門会議)

- 6 協議事項

住吉区における地域福祉システムの再構築について

- 7 その他

以上

~~~~~

1 5 時 0 0 分 開会

【芝池保健福祉課長代理 ( 司会 )】 皆さん、こんにちは。それでは、ただいまより平成 2 5 年度の第 1 回地域福祉専門会議を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます住吉区役所保健福祉課長代理の芝池と申します。よろしく願います。

それでは、開催に当たりまして、吉田住吉区長からご挨拶申し上げます。

【吉田区長】 皆さん、こんにちは。酷暑は大分和らぎましたが、一昨日、昨日あたりからの雨で足もとが悪くなっていると、そうした中、こうしてお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

就任以来と申しますか、昨年以來課題になっておりました地域福祉をどうするかと、具体的には孤立死ゼロ作戦とか、さまざまな施策についてご議論させていただいておりますが、それをもっとトータルで、仕組みの問題で捉えていこうという流れに皆様方にもご賛同いただきまして、ここでこうやって進めているところでございます。きょうも忌憚ない

ご意見をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

ここからは、資料もございますので座らせていただきたいと思ひます。

住吉区におきましては、これから6年間の区政の運営方針を定めました住吉区将来ビジョンH30というものを策定いたしました。その重点施策の1つに、「みまもり・ふれあい・支えあい」によって高齢者・障がい者・子どもなどが心地よく暮らせるまちをつくるというのがあります。皆様方ご承知のとおり、住吉区ではひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加して、地域のつながりやきずなが薄れていく中で、本会議でも議論をいただいておりますように、孤立死が多く発生し、社会問題化しています。区政会議でもご議論をいただいておりますように、孤立死が多く発生して社会問題化していると。今年度からの施策に、高齢者などの孤立死を防ぐ孤立死ゼロ作戦を、先ほども申しましたが行っておりますし、また不登校やひきこもりで悩んでいる若者を支援する取り組みも開始いたしました。後ほどまた、このパンフ等のことについてご説明をさせていただきます。

私といたしましては、地域の皆様方のお力を拝借いたしながら、地域でお困りになっておられる高齢者の方や障がいをお持ちの方、あるいは子どもたちやその保護者の方々に対して区役所として必要な支援をしてまいりたいと考えております。その1つとして、後ほど議題に上げさせていただきます地域福祉システムの再構築が大変重要だと考えております。区役所では前回の会議、これが3月8日でございますが、それから今日に至るまで、新たな住吉区の地域福祉の考え方について住吉区社会福祉協議会とともに検討を重ねてまいりまして、きょう、一定の考え方をお示しさせていただくことになりました。皆様方から貴重なご意見、ご質問を頂戴いたしながら、さらによりよいものに仕上げていきまして、来年度から実施できるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうか皆様方の忌憚ないご意見、活発なご議論をお願いいたしたいと思ひます。

本日はまことにありがとうございます。

【芝池保健福祉課長代理(司会)】 では、まずこの会議についてですが、平成24年度には区政会議地域福祉部会ということで開催いたしました、「平成25年6月1日に区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」が施行されたことによりまして、従前の地域福祉部会の見直しが必要になりました。住吉区としましては、地域福祉に関する貴重なご意見を区民また学識者の方からいただき、反映させていくものとして、新たに当地域福祉専門会議を設置いたしました。開催要綱については、今お渡ししています資料の4枚目の資料2のとおりでございます、その次のページの資料2-2にイメージ図をつけており

ますので、ご参照いただきたいと思います。

住吉区におきましては、基本的には名称が変わっただけであるをご理解をお願いいたしたいと思います。なお、各委員さんには委嘱状を改めて作成いたしまして、お手元に置かせていただいております。

それでは、委員さんの紹介をさせていただきたいと思います。3枚目のところに資料1ということで名簿がついておりますので、名簿順にお名前を紹介させていただきたいと思います。

まず、ちょっとまだお見えではないんですけれども、住吉区の障害者相談支援センターのほうから池田委員さんです。

次に、住吉区民生委員協議会の稲垣委員さんです。

次に、公募委員の井上委員さんです。

次に、住吉区社会福祉協議会の中嶋委員さんです。

続きまして、住吉区東地域包括支援センターの西田委員さんです。

続きまして、墨江地域活動協議会の橋尾委員さんです。

住吉区総合福祉センターの原田委員さんです。

続きまして、まだお見えではないんですけれども、住吉区介護保険サービス事業者連絡会の森田委員さんです。

次に、大阪市立大学大学院生活科学研究科研究員の山田委員さんは、きょう、欠席ということで連絡をいただいております。

池田委員さんも欠席ということで連絡が入ったということです。

委員の皆様には、引き続きよろしく願いいたします。

また、アドバイザーも引き続き大阪市立大学大学院の岩間教授をお願いしております。岩間先生、よろしく願いいたします。

【岩間アドバイザー】 よろしく願いします。

【芝池保健福祉課長代理(司会)】 続きまして、事務局は自己紹介といたします。副区長からお願いします。

【今里副区長】 副区長、今里です。よろしく願いします。

【神戸保健福祉課長】 保健福祉課長の神戸です。よろしく願いします。

【養父保健副主幹】 保健副主幹の養父です。よろしく願いします。

【芝池保健福祉課長代理(司会)】 そのほか、事務局席に職員が参っておりますので、

よろしく申し上げます。

まず、当会議の委員長につきまして、地域福祉部会に引き続き、西田和人さんをお願いしたいと存じますが、皆様、よろしいでしょうか。

( 拍 手 )

【芝池保健福祉課長代理(司会)】 ありがとうございます。

次に、資料のご確認をお願いいたします。

資料1と2につきましては、まず説明させていただいたと思います。次に資料3、平成25年度住吉区福祉施策推進パイロット事業の住吉区事業の進捗状況。次、資料4、平成25年度第1回住吉区防災専門会議について。次に資料5-1、住吉区における地域福祉システムの再構築について(素案)。次に資料5-2、「住吉区地域福祉システム」(案)ということで、皆様の席にあるでしょうか。

それでは、地域福祉専門会議の開催に当たりまして、事前に小委員会を開催しまして議案の事前調整等をさせていただくことにいたしました。本日の開催に当たりまして、8月28日にお集まりいただきましてご意見をいただきました。今後も小委員会を活用させていただきまして、議案の事前調整等を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、会議を始めます前に皆様にお願いがございます。議事録を残すということが必要ですので、ご発言いただく際にはお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。また、録音させていただきますので、マイクの使用もよろしくお願いしたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。西田委員長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

【西田委員長】 西田でございます。よろしくお願い申し上げます。皆様方のご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次第に従いまして、早速議事のほうを進めてまいりたいと思います。

まず報告1の、平成25年度福祉施策推進パイロット事業の住吉区の進捗状況について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【神戸保健福祉課長】 保健福祉課長の神戸です。お世話になっております。座らせていただきます。

それでは、資料3でございます。平成25年度福祉施策推進パイロット事業の進捗状況

ということなのですが、この事業については、真に支援を必要とする人たちへの施策ということで、24区で独自にいろいろな事業を行っております。住吉区では、ここにありますが5つの事業を今年度始めています。

まず1つは、孤立死ゼロに向けた地域力向上事業ということですが、これはもう簡単に、孤立死ゼロ作戦と呼んでいます。この孤立死ゼロに向けての取り組みとして、今年度は基礎調査、データ分析をしたり単身高齢者の実態調査をすとか、あるいは地域の取り組みを調査すとか、そういったことで考えておりました、あと、最後に講演会なども企画しています。これにつきましては、お手元のほうに参考として資料を置いておりますので、またご確認ください。今年度、この事業につきましては、株式会社関西総合研究所に業務委託をさせていただきました。本日、関西総合研究所の池田さんにもお越しいただいております。よろしくお願いいたします。

今年度の取り組みとしましては、まず調査地域を墨江、東粉浜、長居、遠里小野の4地域と決定しました。そして、それぞれの地域において、現在、地域の活動、どのような活動をしているか、状況を調査しながら、また孤立死の状況についても調査をしているといったことになっております。まだ具体的に報告ができるということはございませんけれども、参考資料も見ながら、また状況を確認していただきたいと思っております。

それから次に、障がい者虐待予防事業ですけれども、これは障がい者の虐待についてのいろいろな取り組みで、自立支援協議会と区役所との協働事業として開催させてもらっておりまして、障がい者虐待防止に向けた取り組みについての講演会を開催しました。それから、9月には障がい者差別解消法に関する講演会を開催予定です。

それから、次に地域ふれあい活動支援事業ですけれども、これは地域の団体やNPO等による新規の地域福祉活動、これに対して2分の1の補助を、上限50万円ということで組み立てさせてもらっております。本年4月にプロポーザルを開催し、3事業者を認定しました。そして、7月には第2回目のプロポーザルを開催して、4事業者を認定しました。最初の3事業については既に開始しております。4事業についても9月から開始ということで進めているところです。

続きまして、裏面です。すみよし学びあいサポート事業です。これは生活保護の世帯の子どもたちの教育を支援するというので、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目的としておりまして、これにつきましてはプロポーザルを開催し、住吉区社会福祉協議会に業務委託を決定しています。そして7月から住吉区民センター図書館棟2階におきまして、中

学1・2年生11名を対象に週2回、大学生ボランティアによる学習支援をスタートしています。そして8月には新たに4名を支援開始しまして、現在、合計15名に対して、ほぼマンツーマンの対応で行っているということです。

その次です。こども・若者育成支援事業です。これについては紫色のパンフレットがありますので、そちらのほうもご確認ください。これにつきましては、不登校やひきこもりで悩んでいる若者、あるいは就労に自信が持てない若者の自立を支援するということで、今年度につきましてはネットワークを構築するということを考えております。特定非営利活動法人み・らいずと一般社団法人officeドーナツトークの連合体と業務委託をしました。そして、京都市役所、堺市役所の調査、それから支援するサポーターの会議を開催しています。それから、今後の講演会として保護者向けの講演会、それから先生向けあるいは民生委員向けとか区民向けの講演会も開催予定としております。そして、それと同時にネットワークの構築を進めているといったところです。

このパイロット事業については、先日、土曜日に開催されました区政会議でも進捗状況を報告させていただいております。その中で若干、いろいろと意見なりが出ましたので、それも紹介しておこうかと思っております。

孤立死に関しましてですけれども、少し進み方が遅いのではないかという話がありましたが、やる以上は最後まで頑張っていたきたいという意見がありました。

それから、救急カプセルについてなんですけれども、救急隊の役に立っているのかどうか、救急の現場も入れて話し合っしてほしいという話がありました。

それから、孤立死を幾らなくそうとしても無理だと思う、同居を推進していくべきだという意見もありました。

それから、こども・若者育成支援事業の関係についてなんですけれども、不登校やひきこもりの若者や就労に自信の持てない若者を集めて、ボランティアグループをつくって、まず社会になれてもらうことから始めてはどうだろうか、地域活動にボランティアも不足しているということもあるので、区役所はコーディネートする役回りを持ってほしいという意見もありました。

それから、ふれあい事業についてですけれども、2分の1補助というのではなかなか事業を続けるのが困難であると。この辺については何とかならないのだろうかという話もありました。

それから、地域活動協議会の事業をコミュニティ・ビジネスとして支援していくような

方法はないだろうかという話もありました。

それから、学びあいサポート事業については、生活保護に限定するのはどうか、もうちょっと広く貧困層に何とか対応できるような事業ができないだろうかという話もありました。

それぞれの意見については、ごもっともな意見もございますけれども、なかなかその辺が難しいといったこともいろいろありますが、今後の参考にさせていただこうと思っております。1つ1つの、回答については、時間の関係がありましてちょっと言えないんですけれども、参考にしていきたいと思っております。

以上です。

【西田委員長】 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、皆様方からもご意見やご質問をいただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

中畠委員、よろしく申し上げます。

【中畠委員】 救急カプセルについて、先ほど区政会議でも救急の現場と連携をとってほしいという意見が出ておりましたので、住吉区の社会福祉協議会、平成23年度から救急カプセルの取り組みをしてきましたので、少し簡単にご報告をさせていただきたいと思っております。

平成23年度住吉区の社会福祉協議会と各地区のネットワーク委員会で協力して実施するというので、平成23年度は3地区でモデル実施をさせていただきました。平成24年度につきましては、救急カプセルのことをご存じだとは思いますが、今持っているこのカプセルを冷蔵庫の中に入れておくということで、この中にご本人さんの病状とか緊急連絡先とか、かかりつけ医の情報が書かれてあるということで、この救急カプセルのシールを、「入っています」ということがわかるように冷蔵庫の前に貼ってあります。この冷蔵庫の前に張ってあるということを住吉区の消防署と連携しておりまして、救急隊が駆けつけたときにはこの救急カプセルを必要に応じて活用いただいて、緊急連絡先とか、かかりつけ医の情報を得て救援に当たっていただくという事業を展開してまいっているところでございます。平成24年度につきましては、住吉区役所さんのほうでこのカプセルをご購入いただきまして、引き続き全地域で今配布に取り組んでいるところでございます。大体、今7,400世帯ぐらいにお渡ししているというようなところでございまして、今、ネットワーク委員会の存在そのものが、後でも議論があると思うんですけれども、事務所機能というのが少し弱まっているところもありますけれども、引き続き地域の中で窓口を



つくっていただいて、活動を進めていっているところでございます。

消防署のほうですけれども、住吉区の消防だけが住吉区の住民の方に来るというわけではございませんので、近隣の阿倍野区、住之江区等の消防署も住吉の消防署から連絡をしていただいて、この取り組みをしていますということで、既に情報をお渡しいただいて取り組んでいるところです。また、住吉区の社会福祉協議会と消防署が定期的に少し情報交換の場を設けて、よりよい救急カプセルを含めた事業展開ができるようにということで、今活動をしているというところでございます。

【西田委員長】 中畠委員、ありがとうございました。中畠委員からのご説明も踏まえて、少しご質問等がございましたら、いかがでしょうか。

岩間先生、よろしくお願いします。

【岩間アドバイザー】 この中のすみよし学びあいサポート事業についてなんですが、委託を受けられた社会福祉協議会さんと大学のほうで少し協議をさせていただきまして、うちの生活科学部の人間福祉学科の学生たちと一緒にさせてもらっているということなんですが、まだ2カ月、3カ月目ぐらいではあるんですが、学生の動きとか、あるいは学生が出してくる記録とかを見ておきますと、やはり単年度ではなかなか成熟したものはやりにくいという事業でして、多分これだけではないだろうと思うんですが、やはりどうしても事業というのは単年度でそれもよくわかりますが、やはり事業自体を成熟させていくということになってくると、継続性ということが大事になってくるのかなと思っておりまして、例えばうちの学生なんかでも、2年目、3年目になってきますとやはりなれてきたり、あるいはリーダーシップを持っていったりということになっていきますし、それから、今回対象になっているのが中学1年生、2年生ということなんですが、次、2年目になってくると、また子供たちの成長も一緒に見られるということもありますので、そのあたり、単年度の契約であったり単年度事業ではあるんだけれども、少し将来も見据えて継続性も考えていくということも検討してもらえればと思います。

【神戸保健福祉課長】 この事業につきましては、国の予算も入っております、大阪市だけの単費だとなかなか難しいところもありますけれども、国の予算も入るという事業ですので、比較的進めやすいかなという感じですので、またその辺のことは考えていきたいと思っております。

【西田委員長】 ありがとうございます。そのほか、ございますでしょうか。

【中畠委員】 ちょっと質問させていただきたいんですけども、地域ふれあい活動の

支援事業の事業者さん、7事業者認定ということですが、傾向的に、地域の福祉活動、どの分野、どんな感じの活動で申請が多かったのかというのを少し情報提供いただけたらと思います。

【神戸保健福祉課長】 7つありますが、1つ1つ簡単に説明しますと、1つは高齢者を対象にした介護予防運動ということで、エクササイズを広げていこうというような事業です。それからもう1つは、DV被害者の自立支援のために頑張っているグループでして、ちょっと資金が足りないということで助成の申請がありました。それから、3つ目ですけれども、精神障がい者の交流の場として運営しているサロンの内容について、充実していきたいということです。それから、4つ目ですけれども、これは高齢者、障がい者、ひきこもりの児童など、いろいろな人たち、生活困難な人たちもひっくるめて、特にどの障がいということではなしに、障がい者とか対象者というのではなしに、いろいろな方たちが自由に集えるような居場所づくりといったのを考えているということで、イベントや講演会などもやっていくということになります。それから5つ目には、これも居場所づくりの感じなんですけれども、高齢者や障がい者の出会いの場をつくって、歌声喫茶とかオカリナなどを演奏したりとか、いろいろな講演会をするといったところです。それから6つ目のところが、これは子育てサロンや子育てママのキャリア形成支援を加えたカフェ運営ということで、地域で子どもたちを育てていくという感じの事業です。それから7つ目は、不登校やひきこもりの子どもたち、若者たちへの支援のための居場所づくり事業をするといったもので、わりと比較的、居場所づくり事業が傾向として多くなっているかと思います。

【西田委員長】 中畠委員、よろしいですか。

【中畠委員】 はい、ありがとうございました。

【西田委員長】 ありがとうございます。そのほかございますでしょうか。

こういったもろもろのパイロット事業についてですけれども、かなり具体的に、しっかり区民にとってプラスになるということを考えてやっておられると思うんですけれども、こういったことが区民に届くために、何か具体的に情報発信であるとか、おそらくインターネットを使ったりとか広報すみよしを使ったりということになっていくんだらうと思うんですけれども、何か具体的に、区民に届くというところでお考えになっておられることは何かありますでしょうか。こういった情報発信として。

【神戸保健福祉課長】 主にホームページで情報発信していくつもりではしています。幾つかはホームページに載せたりしているんですけど、まだその辺が十分にできていない

ですが、特にふれあい活動支援事業なんかも市民の人たちが一生懸命いろいろなことをしているの、今後ちょっとそういうのもホームページに載せてみたりとかいうことはしたいとは思っています。

【西田委員長】 受託法人だけでは、情報発信するってなかなか限界があると思うので、そこら辺、できるだけフォローしていただきながら広く市民に伝われば、もっと事業が活かされていくんじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そのほか、質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして8月22日に住吉区防災専門会議が開催されましたが、孤立死の事業と非常に関係が深いと思いますので、災害時の要援護者支援の取り組みについて、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

【神戸保健福祉課長】 これにつきましても、私のほうから報告させていただきます。

防災専門会議は私の直接の担当というわけではないんですけども、保健福祉の立場から非常に近いところがたくさんあるので参加していきまして、まとめて報告させていただきたいと思っております。

この資料4をごらんください。まず議事としては報告事項で、「南海トラフ巨大地震・津波の想定結果」の公表について、あるいは防災事業の取り組みについて、こういう報告がありました。

その次に意見交換として、災害時の要援護者の支援ということでの話があったんですけども、この辺がこちらのほうとかかわってくるところだと思うんですが、まず災害時の要援護者の定義ということにつきましては、災害時に避難生活に配慮や支援が必要な人たちということですので、具体的に言うと高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等が挙げられているかと思ひます。災害時の要援護者についての名簿が具体的にいろいろな意見ちして上がりましたけれども、現在のところ要援護者名簿に該当するようなものとして、地域活動団体や町会での見守り活動に際しての名簿、あるいは救急カプセルの名簿、それから敬老大会の名簿など、いろいろな名簿が現在あるかと思ひます。それと、区役所のほうでも介護保険を利用されている方の名簿とか、要援護者に関する名簿はいろいろなものがあるかと思ひます。

それにつきまして、どのように災害時に利用していくかということなんですけれども、本人の同意の確認の仕方としては同意方式、手挙げ方式というようなものがあるということで、こちらの議事要旨のほうにも若干書いていると思うんですが、裏のほうに「消極的

同意方式」という方法もあると。「要援護者の情報提供に本人の明確な拒否がない限り、同意とみなす方法もある」ということなんですけれども、これはほんとうに、災害が実際に起きたときには、同意とか同意でないとかそういうことを言っている間もなく利用していかなければならないわけですので、そういう方法もあると書いてあります。

地域として要援護者名簿をどのように管理していくかが問題であるということで、個人情報保護の問題など、いろいろなことで議論がありました。それから、ある町会では、町会の要援護者は全て把握しているということで、そういうところもあるということなんですけれども、ただ、その一人一人の要援護者に対して支援できる人の数のほうが不足しているということで、実際に災害が起きたときにどうしたらいいかと困っていると、そんな話もありました。

それから、要援護者ということなんですけれども、昼間独居ということで、昼間はその世帯の人は働きに出ていたりしていることも多くて、お昼間はひとり暮らしになっていることもあるということで、そういう話もありました。

それから、ここに書いてありますように、「福祉施設と地域活動協議会をつなぐ仕組みを区役所が構築してほしい」という話もありました。

ここに、ほかにもいろいろな意見がございますけれども、保健福祉のほうでは孤立死ゼロ作戦事業を3カ年計画で実施しているという話を紹介させていただいておりまして、高齢者の把握のためにはこの災害時の要援護者名簿、これも同じような形で利用できるということで、相互に利用できるのではないかとということで、今後この防災専門会議と地域福祉専門会議の合同実施も検討しようという話も出てきております。

それから、ほかにも災害時の要援護者支援の取り組みというのは地域活動協議会が中心的役割を担うということでありまして、区役所は地域活動協議会と連携して取り組んでいく必要があるという結論になってきますが、防災と地域福祉の取り組みは一体化して取り組む必要があるということで、今後、防災、それから地域福祉、それから区役所と地域と一緒にやりながら活動を進めていかなければならないという結論になってきているところです。

以上、簡単ではございますけれども、報告を終わらせていただきます。

【西田委員長】 ただいまの事務局より説明の内容につきまして、ご質問、ご意見、いかがでしょうか。

原田委員、お願いいたします。

【原田委員】 住吉総合福祉センターの原田です。

ちょっと今、1つ、名簿の取り扱いのことでお聞きしたいんですけども、緊急時に取り扱う名簿なんですけど、これもやっぱり同意がないと緊急時にも使えないものなんですか。実際、災害が起こっていても同意がないとこの名簿自体を使ってはいけないものなんですかね。すいません、ちょっとその辺がわからなかったもので。

【神戸保健福祉課長】 緊急時用の名簿というのは、区役所のほうに実は用意しておりまして、この名簿については災害時に限り同意は必要ではありません。

【増田地域課担当係長】 地域課の増田です。

区役所のほうで介護保険でありますとか障害者手帳の情報等を抽出して、災害時要援護者名簿、これは国の法律に基づいて自治体として整備をするということになっていますので、大阪市としてもその法律に基づいて整備はさせていただいております。ただ、これはまだ、先ほど議論にありましたように同意がとれていないので、地域にはお渡しはできない、区役所のほうで保管をしている。災害が起きた場合、緊急時にはそれを地域のそういった避難所であるとかそういう活動をしているところに提供をしていいということになっていますので、今のところ区役所で厳重に保管をさせていただいて、何か事があればそれを地域に提供させていただくという形になっております。

【原田委員】 では、今整理している名簿というのは、どのような役割のために、地域で、同意方式か何かで、救急カプセルの名簿であったりとか見守り隊の名簿であったりとか、今整理しているということだったので、これはどんなときに使うイメージで整理してはるんですかね。それがあんなだったら、名簿は、いざとなったらそれをどういうふうにするか、あんなだけでもいいのかなと。

【増田地域課担当係長】 すいません、今、行政はそういう準備はしておりますけれども、地域には提供できていませんので、やはり災害時に要援護者を救助していただくというのは、やはり地域が動いて、自助、共助の部分で動いていただかなければならないということですので、まずは自主防災組織というのをつくっていただいて、そこで手挙げ方式なりで一定名簿を管理していただきたい。そこに同意等がとれていないところについて、補完的に行政として本人同意について、先ほど話もありましたけど、消極的同意ということでもいいのかどうかというのも議論が要りますけれども、補完をすべき行政としては動いた上で、それを地域の自主防災組織で管理していただいて、日常からそういった要支援の活動というんですかね、顔つなぎもしていただいて、いざというときに救援をしていただ

くという体制づくりに活用していけたらというふうに思っておりますので。

【原田委員】 ありがとうございます。理解しました。

【西田委員長】 ありがとうございます。そのほか、ございますでしょうか。

せっかくですので、どうでしょう、森田委員、今のお話の中で、おそらく介護保険事業者連絡会の中でも密接に関係してくることやと思いますので。

【森田委員】 この災害時の支援なんですけれども、地域ですごく格差があるんじゃないのかなと思うんですね。それで、町会長の方々が大部分把握されている地域となかなか把握されていない地域というのに、すごく格差があるように感じます。そういうことからすれば、あまりそういうふうな組織があってもなかなか地域まで浸透していなくて、また住民の方々もやはりそういうふうに意識されていない地域を重点的に支援するような、重点的にというか、やはりそういうところはもう少し力を入れるように、また働きかけが必要なんじゃないかなと思います。

【神戸保健福祉課長】 まさしくそのとおりだと思っております。実は町会の加入率というのも非常に地域によって差がありまして、8割とか9割近く加入しているところとか、一方、4割ぐらいしか加入していないところとかありまして、その辺で非常に地域の差があるのではないかと思っております。また、最近単身用のマンションが非常にたくさんできていまして、その中に入っている人は、オートロックマンションであったりなんかして、ほんとうに地域のほうではよくわからないというようなところもありまして、その辺のところをどうするかというのがこれからの課題になってくるんじゃないかなと思っております。

【西田委員長】 ありがとうございます。そのほか、ございますでしょうか。

今、目が合いましたね。地域の活動。

【橋尾委員】 済みません。墨江の橋尾でございます。

先ほどから皆さんのいろいろの名簿の件で、比較的、墨江地区は名簿はかなり集約できていると思っております。というのは、以前、ネットワーク委員会で高齢者の名簿を毎年更新していただいております。町会長さんが各町会の名簿を集めて、町会長さんは自分のところの町会の名簿は管理されておると。しかし、総合的に全部の町会の名簿はネットワーク事務所で管理して置いておるということで、高齢者がいろいろな、資料5の地域福祉システムの構築を見ると、地域のネットワーク委員会というのは、いわゆる地域の窓口になりますので、行政からおりてくるよりも窓口がもっと一番最初、いろいろなことを把

握して包括に報告して上へ上がっていくと。介護を受けていない方なんかは介護の申請をしていただくということ、経過になっておるんですが、一番地域で介護認定をされておる方、これはもう、全然地元では把握していないと。それから、生活保護を受けている方、こういう方々については一切資料も何もないということで、そういう方が多く住む文化住宅なんかもあるんですが、そういう方がどういう生活をされている、どういう状況なのか、病気はどうかということも一切把握できないので、こういう方々については行政のほうからいろいろな手当とか、現状、いわゆる生活保護を受けておってもいろいろな病気になられた場合は医療費が無料やねんけれども手当てをされておるのか、行政のほうで把握されているいろいろなシステムを生かして万全な体制へ行き届いておるのか、ふだんから非常に疑問に思っているんですけど、ここのほうはちょっとどうなっているのか、全然把握のしようがないんですわ。介護認定を受けている方、それから被生活保護者、こういう方については、非常に町会でも、「あ、ここへもヘルパーさん来てはるな、ここも来てはるな」ということなんですけど、そういうことが非常に疑問なので、皆さんの意見もあろうかと思えますけど、行政のほうでは全部万全な体制でサポートされてるんですかね。ちょっとお聞きしたいんですわ。

【吉田区長】 皆様方からご質問をいただいている、また名簿のそもそもの話に戻るわけなんですけど、今、この要援護者の名簿を理想どおり、理想に近い形できちっと準備ができてるのが大阪市全体でたしか2区3地区、2区にわたって3地区しかないと言われております。ということは、逆に言えば、そのほかの区ではこの名簿が整っていないと。それが0.何%だとかいうことで、先般マスコミに流れたところなんですわ。それをどうしていくのかということについては、行政である程度準備している名簿もありますと。そこに今橋尾委員がおっしゃったような制度に絡む方々もいらっしゃるわけなんですけれど、これと地域がお持ちの名簿とを突き合わせして、お互い欠けている部分も補足し合ってつくるのが、要援護者の、災害時の支援者の名簿ということなんです。そのサイクルをうまく回せているところが、今言いましたように0.4%しかないというのが実態でして、お答えをするならば、そこまで住吉区としてはいいっていないという状況です。

これを、そうしたサイクルをつくらないといけませんので、きょう、おそらくきょうの後半の議論がそこにかかわってくると思うんですけれど、やはりこの要援護者の支援という、災害時の支援は、つまり、ご議論いただいているのでおわかりのとおり、地域福祉の問題なんですわ。だから、地域福祉としてこの要援護者をどうカバーしていくかというこ

とを、しっかり仕組みとしてつくり上げないと、災害時に要援護者をお助けすることができないと、そのための名簿もつくることできないということです。さまざま、町会ごとに格差があるとかいうご指摘もいただきました。地区によっては町会の加入率が40%という地区がこの住吉区内に存在しますので、それ以外の方々をどうやって捕捉していくのかとか、そうするとやはり町会だけでは不十分で、地域活動協議会というものを主体としてやらなきゃいけないという議論になっていくと思います。そうしたことを、総論としてきょうの後半に副区長のほうからご提案申し上げまして、この地域福祉計画の中で、地域福祉計画と整合性を持たせた形で、災害時の要援護者の支援のこともきっちり整理をしていきたいと。それをできれば今年度中に議論をして、来年4月からは早速その名簿の作成の取り組みを始めていきたいというのが今の住吉区の方針というか現状でございます。以上です。

【西田委員長】 ありがとうございます。災害時に対応するためにも、日常、これからどうやって地域福祉をしていくのかということでも後半のお話に入っていくんだらうとは思っていますので、もうよろしいでしょうか。ご質問のほう、よろしいですか。

じゃあ、次の議事の事項のほうに入っていきたいと思っておりますので、住吉区における地域福祉システムの再構築について、事務局から説明をお願いいたします。

【今里副区長】 副区長、今里です。私のほうから、資料5-1、5-2にかかわってご説明したいと思います。

本文に入る前に、3月6日の前回のこの会議を行ったんですけど、そのときに住吉区における今後の地域福祉のあり方ということで私のほうからご説明しました。それは、これまで大阪市では地域福祉計画というのがありましたが、今現在は地域福祉推進指針という、これに基づいて、これから各区で、それぞれ各区の実情に合った形でのシステムをつくっていこうと、いうことになっているというお話をさせていただきました。

本日ご提案をいたしますのは、「住吉区における地域福祉システムの再構築について(素案)」となっています。まだまだこれは固まったものではありません。本日のご意見、それからご欠席の方のご意見も含め、頂戴したいと思います。それから、福祉局はじめ関係先との調整もまだこれから行っていきたいと思っておりますし、当然、26年度からのお話ですと予算とも大きく関係していきますので、その状況とも今後いろいろ推移していくのかなと思っております。ですから、この素案がある程度、そういった状況なりを踏まえた形にする、できる段階になって案となり、来年の4月には正式な形で出していきたいと考えていると



ころです。

では、資料5 - 1に入っていきますが、文書編としては5ページプラスアルファなんです。この構成としては、まず1番として「はじめに」ということで、1ページ目の一番下、2が「住吉区の現状」ということで、2ページ目の下のほうに3「住吉区における地域福祉システムの再構築」ということで、その中でも(1)が経過と課題と、いろいろこの間、検討してまいりました。4月、5月からこの8月まで、区役所と区社協と一緒に11回ほど話し合いをし、住吉区の福祉の現状が、どうなっているのかというようなことをいろいろお聞きしたり調べたりしました。今後、住吉区としてどうしていくか、そんなこともいろいろ検討しました。ですから、本日、資料としてはこういう文書編と1つの図になっていますけれども、行く行くはその後に参考資料として住吉区の高齢者なり障がい者の人数とか、そんな表も後ろのほうに入れたいなと思っております。そういう整理もしているところではありますが、本日はこの中身、5 - 1に基づいて大きな考え方についてご説明しまして、ご意見をいただきたいと思っています。

それで、3ページから4ページ、4ページの上が(2)各地域での相談見守り活動の支援ということで、地域活動協議会を中心とした内容、その下、(3)がコミュニティソーシャルワーカーの配置ということで、大きくはそういう章立てになっております。

それでは、資料5 - 1の1ページにお戻りください。まず、この「はじめに」のところですが、ここは現状について書いております。ちょっと飛ばしながら説明していきますが、1番としましては、少子高齢化の一層の進展、家族や地域におけるつながりの希薄化等々で、非常に社会を取り巻く情勢も変わってきて、生活の不安や支援のニーズも複雑化、多様化しています。

2つ目としまして、2行目からですけれども、地域にかかわる全ての人の力を合わせて、ともに生きともに支え合い、みんなが生活を楽しむ地域をつくり上げていくことを目指した、そういった地域福祉を進めていくことが必要ですということです。

3つ目としましては、平成16年度から大阪市はこの地域福祉計画をつくっているいろいろな事業や仕組みづくりを行ってきました。第1期が平成16年から20年、2期が21年から23年ということです。

4つ目ですが、その後、大阪市では、新しい住民自治の実現に向けてということで、大阪市市政改革プランを策定いたしました。その中では、より地域住民に近いほうがニーズに合った政策ができるということで「ニア・イズ・ベター」という考え方に基づいて、現

在身近なところで地域社会を支える新しい区政運営の充実に努めておりますということで、いろいろな分野で今取り組んでいるところですが、この地域福祉分野におきましても、平成24年12月に策定されました大阪市地域福祉推進指針に基づいて、今後は各区において区や地域の実情に応じて主体的に創意のある地域福祉の取り組みを目指して推進していくことが重要であると書かれておりますし、その中で、とりわけ今後各区、各地域において地域福祉を総合的、効果的に推進していくに当たっては、現行の仕組みを区や地域の実情に応じた区独自のシステムに再構築を図っていくということが必要となっておりますということで、前書きとして書いております。

続きまして2、住吉区の現状です。住吉区では昭和47年に大阪市で初めて高齢者の食事サービス、墨江地区で始めていただいたということであります。その後も、高齢者の食事サービスは配食、会食とも非常に各地域盛んに行われておりまして、住吉区の食事サービスは他の区より非常に盛んでして、予算もたくさん計上しています。

2ページ目に行きますと、続いて地域福祉アクションプランというのを平成18年度から行っています。これは大阪市の地域福祉計画に基づいて各区でそのアクションプランをやっていく取り組みですが、住吉区においては高齢・障がい者部会あるいは子ども部会等、当初は7つの部会がありまして、いろいろな取り組みをしていただいております。その中で、高齢・障がい者部会については「トイレ貸します」の表示の取り組みを区の中にいろいろ広げていきました。また子ども部会では児童の登下校を見守る子ども見守り隊活動を支援する連絡会が生まれ、現在も継続して実施されていますという、ことが書いてあります。

次に、住吉区の人口の動向を見てみますと、平成12年と22年を比べますと、人口が16万1,000人から15万5,500人と、5,500人減少しております。そのうち、65歳以上の高齢者は2万8,500人から3万7,400人ということで、人口は減っていますけれども、65歳以上の高齢者が増えておりまして、高齢化率は17.7%から24%に大きく上昇しておりまして、今後もこの傾向は進んでいくと予測されております。地域によっては30%を超えているところがあるということであります。

さらに、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯が増加し、しかも地域のつながりやきずなが薄れていく中で、高齢者をはじめとする方々の孤立死が大きな問題となっております。そこで、住吉区では区長の最初のご挨拶にもありましたけれども、平成30年度までの6年間の施策の展開の方向ということで、住吉区将来ビジョンH30を策定いたしまして、

その中で高齢者、障がい者、子どもなどが心地よく暮らせるまちを目指す、「みまもり・ふれあい・支えあい」によって、地域の中で地域のさまざまな課題の解決に取り組める環境づくり、高齢者、障がい者をはじめ誰もが安心して暮らせる社会をつくっていかうということで、そういった仕組みづくり、環境整備を進めているところであります。

続いて3番ですけれども、その中でもとりわけ地域福祉システムの再構築、そこに焦点を当てております。(1)経過と課題としまして、大阪市では平成3年度から高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、援護を必要としている高齢者のニーズの発見から、社会資源の提供や開発に至るまでの3層5段階の地域支援システムが構築されてきました。この仕組みは、1層は地域レベル、主には小学校区ですが、2層が区レベルの各地域にネットワーク、いろいろな団体が集まってネットワークの網を張りめぐらせた相談支援の仕組みとなっております。当時としましては先駆的な取り組みということで、他の自治体からも非常に注目された取り組みであります。しかしながら、当初から地域レベルにおいては、町会、連合振興町会等をベースにした地域の活動が行われてきました。

次の3ページですが、また福祉活動については地域社会福祉協議会も活動を行ってありまして、そしてこの地域支援システムに基づく地域ネットワーク委員会は、地域社協との分担、役割がある意味重なっていたり曖昧であったり、そういう状態のまま推移してきました。

一方、住吉区の最近の状況、その2つなり3つの団体の状況を見ますと、地域ネットワーク委員会の委員長は、12地域のうち10地域では連合振興町会長や地域社協の会長さんと兼務しておりませんでした。これは役職を分担して責任を分散化し、それぞれが責任を持って行うという面もあったんですけれども、地域によっては、この地域支援システムのネットワーク委員会がどうしても他の団体との連携がうまくいっていないというところもありました。当然うまくいっているところもあったんですけれども、そういうところもあると聞いております。

また、各地域に1名ずつ配置されていましてネットワークの推進員さんは、ネットワーク委員長との契約によって推進業務を行っていましたが、この推進員さんは、地域の相談の窓口ということで、本来でしたらその窓口で話を聞いてほかのネットワークの委員さん、各種団体の方々と一緒になって取り組んでいくという形があるべき姿なんですけれども、ただ、実際のところ、地域によってはこのネットワーク委員さんが形式的なものになって、推進員さんが1人で動き回っているという状態にあったと、全てではありませんがそうい

うところもあったと伺っております。

推進員さんは1日数時間の時間的拘束、一応10時から4時までとなっており、一定の委託金が支払われておりました。ということで、相談対応や連絡調整など、地域から信頼されている存在でありました。地域福祉に関するいろいろな研修も受講され、一定の専門性も有しておられましたけれども、逆に地域の人からすれば推進員さんにもう任せきりになっていたということや、ほかのボランティアさんと違って一定のお金といえますか委託金が支払われていたということについての指摘も上がっていたということでもあります。

その後、住吉区では、今後の仕組みを検討し再構築を図るために、今年度からは一旦この推進員制度を廃止しました。大阪市全体として推進員への補助はなくなったんですけれども、住吉区ではその間に推進員さんが担っていた役割や機能について、各地域の現状、どういう状況になったのかということ进行调查いたしました。その結果、前推進員さんが引き続きその役割を担って、個別の相談活動を続けているところが約3分の1、他の方も含め何らかの相談対応を行っているところも約3分の1、あるいは一切の活動が停止し、ネットワーク委員会事務所も閉鎖されたということも3分の1あるということで、大きくこういう3つに分かれてしまったという現状にあります。ネットワーク委員会の事務所も、全ての活動、こういった福祉活動、窓口もなくなっているという地域もございました。その下ですが、地域の人々から個別相談をするところがなくなったという声がありました。また、地域包括支援センターからは、専門機関に橋渡しする窓口機能が低下し、重度になってから相談を受けるという、地域包括が重度になってから相談を受けて非常に対応に困っていると、そういう声も上がってきております。

次の(2)の各地域での相談見守り活動の支援ということで、今後の話ですけれども、先ほども言いましたように今後も高齢化が進展していきます。その中で各地域での身近な相談窓口や橋渡しの機能が今後ますます重要なものとなってくるとは思いますが、現状ではそれらのネットワーク機能が全般的に低下している状況にあるということが明らかになり、何らかの仕組みの構築が必要だと考えております。

その次ですが、今年度から区内12地域全域に地域活動協議会が設置されました。今後の地域活動は地活協が中心になって行われていくということになっておりまして、地域協が中心となり、各地域の組織や活動実態に見合った形で相談や見守りの活動が地域全体に広がっていくよう、区役所として側面的な支援をしていく必要があります。先ほどご意見にもありましたように、地域によって非常に差が大きいと。既に継続して行っている地域

もあるんですけれども、全く止まってしまっている地域もあるということで、その地域の実情に応じた形でやっぱり支援をしていく必要があるのかと考えています。とりわけ、止まっているところをどうしていったらいいのかというのは非常に大きな問題だと考えております。

続いて、各地域において、顔がわかる範囲のより身近な単位、町会でいうところの班単位にネットワークを構築し、それをとりまとめ、専門機関につなぐ機能が重要となっており、各地域で民生委員や地域社協などの福祉関係者が連携を図りながら、相談見守り活動のシステム化を図っていかねばなりません。ここなんですけれども、最初に、先ほど出てきましたように、推進員さんが各地域1人、その方1人で動くのではなくて、やはり民生委員さんとかいろいろな方々が連携をとって動いていくということが大事だということとあります。とりわけ民生委員さんについては、現在一斉改選が行われていまして、本年12月にまた新しい民生委員さんが誕生するわけですし、その民生委員さんを含めて地域の中でもっとつながりをつくっていただくと、そういう方向で区役所としても支援していくことが大事だと考えております。そのためには、これまでの推進員が担ってきた役割や蓄積されたノウハウを生かしながら、援護を必要とする方々への見守り相談活動に取り組んでいただくとともに、各地域のこれまでの活動実績に応じた取り組みを充実させていけるよう支援していく必要があると考えていますと、まだこれから予算を確保していかなければならないということもありまして、ただ、方向性としては、やっぱり各地域レベルでの活動を支援していく必要があるということを考えているということです。その中でやはり推進員さんの担ってきた役割やそういったものを大事にしていきたいということとあります。

(3)としてコミュニティソーシャルワーカーの配置とあります。各地域で地域福祉力を高め、高齢者等の見守りやさまざまな相談への対応を継続して的確に行っていくには、その組織構築や活動支援のために地域福祉の専門家の配置が必要だと考えています。

続いて、「政令指定都市を除く」と書いたんですけれども、これは後で調べると間違いでして、「大阪市を除く」なんです。だから、ここも訂正していきたいと思っています。堺市では既に以前からコミュニティソーシャルワーカーがありますので、訂正したいと思っています。要は、大阪市以外の府下の市町村では地域における見守り・発見・つながりの機能を担うと書いていますが、担うのは地域の人ですから、担うでなくて、ここもちょっと後で訂正したいと思います。そういった機能を一緒になって支援していくというコミュニ

ティソーシャルワーカー、略してCSWを配置する事業を、平成16年度から全国に先駆けて実施しておりますということで、大阪府のほうは補助金を出して、府下の市町村にこのような配置事業を進めております。府下市町村では、制度のはざまや複数の福祉課題を抱えるなど既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組むため、おおむね中学校区の単位に「いきいき相談支援センター」を設置して、そこにこのCSWを配置して、課題解決に向けたネットワークづくりを進めています。

5ページですが、この取り組みは全国的に広がってきており、住吉区としてもこういった取り組みを参考にして検討を進めていますということで、全国的に見ればこういう仕組みというのが非常に一般的な方向性になっているというのが、調べたらわかりました。

住吉区では、今年度から4カ所目の地域包括支援センターが運営を開始し、おおむね2中学校に1カ所、3から4の小学校区に1カ所の地域包括支援センターが主に高齢者のさまざまな相談の窓口として活動しております。このコミュニティソーシャルワーカーが地域包括支援センターと密接な連携を図りながら個別の専門的な相談に対応するとともに、地域のネットワークの組織化を支援していくことにより、地域の福祉力が大幅に向上するものと考えております。ここまでがCSWについての考えなんですけど、その下の3つも、ちょっとまとめといたしますか、ですから章立てを分ける必要があると考えていますけれども、先ほど出ていましたような災害時要援護者への支援の取り組みについても早急に進めなければなりません。その取り組みを進めるためにも小学校区単位でのネットワークの再構築、それを支える中学校区単位の支援体制の構築が不可欠となってきています。また、現在、ほんとうによく起こっているんですが、高齢者などが詐欺や経済的トラブルに巻き込まれるケースも増えております。このような問題から高齢者を守るためにも、地域の見守りのネットワーク、これを強化していくことが必要だと考えております。

区役所としては、各地域における日常的な相談見守り活動と災害時の要援護者支援活動を一体のものと捉え、各地域での取り組みが進んでいくよう、新たに地域福祉システムを構築し、積極的な支援に取り組んでいきますという、結論といたしますか決意表明といたしますか、そんな形で一応文章としては結んでいます。ただ、本日のところで、池田委員がお越しでないんですが、障害者相談支援センターの記述がないので、ちょっとお聞きして追加しようかと思っておりましたが、ご欠席ですので、また別途入れたいと思っています。障害者相談支援センターと地域の関係性について、私も十分理解できていませんので、そのあたりについてはまた追加で入れていきたいと思っています。

次の6ページ、ここは「コミュニティソーシャルワーカーとは」ということで、どういう方かということが書いてあります。アウトリーチ、外へ出かけていくという手法を活用しながら地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取り組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う者として、主に から の役割があります。例えば資料5-2にもありますように、小学校区、地活協単位ですけど、そこからの個別の相談に対して対応していくという機能も役割もありますが、やはりその地域レベルのそういう仕組みづくりといいですか、そういうのにも積極的にかかわっていただくという、2つの役割があると思っております。

下のCSWの要件としましては、福祉現場での一定年数の相談業務に従事した経験のある方とか、社会福祉士の資格を有する方とか、担当地域のことをよく知っている方という方として、社会福祉の専門職が、5-2の表を見ていただきますと、地域福祉システム(案)の、一番下、小学校区のところに地域活動協議会なり福祉部会、地区社協と書いていますが、その場で窓口機能として推進員さんのような役割がやはり必要なのでしょうかということで考えております。その方が包括圏域でコミュニティソーシャルワーカーと連携をとりながら、そしていろいろな課題によってはほかの機能、いろいろな相談機関とか、あるいはいろいろな会議がありますので、そういうところにも上げていく中で解決していくという仕組みになっております。区レベルにおいては、いろいろな会議がありますので、こういうところにも上げていっていただいたり、区役所と区政会議ということですがけれども、この図でいいましたら区レベルはこういう絵になっていまして、今後、区と市レベルのつながりの図というのが、最終、表現は必要なのかなと思っておりますけど、今のところ区の中でのシステム図ということでの絵になっております。

説明は以上なんですが、本日はこの中身について大まかな方向性についてご承認といたしますが、意思一致していただければなと思っております。細かいところについてはまだ、いろいろ調整も図っていかねばなりませんのですけれども、大体そういうことで考えております。

以上です。

【西田委員長】 ありがとうございます。ただいま事務局のほうから住吉区における地域福祉システムについての再構築について説明がありましたけれども、いかがでしょうか。ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

じゃ、原田さん。よろしくをお願いします。

【原田委員】 住吉総合福祉センターの原田です。ちょっと1点、質問なんですけれども、今年度から以前のネットワークの推進員制度が廃止されたということで、同時に地域活動協議会が設置されたということなんですけれども、推進員制度が廃止されてそのまま引き続きやっているところが3分の1で、何らかの相談をまとめていて、何らかの形で残っているところが3分の1で、事務所も閉めたところが3分の1というふうに説明いただきまして、ほんで地域活動協議会が設置されたということなんですけれども、この地域活動の協議会がそれを担っているわけではないんですか。できても3分の1のところは担い切れていないという理解でよろしいのでしょうか。

【今里副区長】 そうなんです。組織として地域活動協議会、今年4月からつくっていただきました。ただ、その中でも、地域活動協議会の中で地域福祉に関係する部会をつくっていただく、大体のところはつくっていただいています。ただ、一方、各地域の中では地域社協があって、地域社協の会長さんがおられ、ネットワーク委員会も大半のところでは委員長さんがおられるということで、地域福祉にかかわる組織が3つあったりしてまして、それがまだ今のところ有機的につながっていないという現状があります。この地域ネットワーク委員会の推進員さんの担っていた役割についても、ほんとうに各地域によってやり方、残っているところもさまざまなんです。実は、先週金曜日にも前の推進員さん、3人の方にお越しいただいてお話を聞いたんです。今どんな形で活動されていますかということで。そうしたら、町会から支援してもらって、お金的には支援してもらって続けていますよということで、推進員さんという名前はなくなりましたが、活動自身は変わっていませんよということもありました。ただやっぱり、推進員という名前がなくなったために動きにくくなっていますというご意見もいただいたところです。

一方、組織についてはほんとうに、12地域の中で、地域活動協議会の部会ができたから、地域社協とか地域ネットワーク委員会を廃止された地域もあります。そういう地域もありますし、そういう意味からすれば、ほんとうにちょっと今、組織としても活動も12地域ばらばらな状態になってしまったということなんです。それが、組織自身は各地域で考えておられると思いますが、実際、活動としてやっぱり停滞しているところについては、いろいろな形で支援することによって水準を上げていただきたいと考えています。具体的に差があるところをどうしていくのかというのは、その辺はまだ我々、考えている途中なんです。



【中嶋委員】 特に補足ということは何もないんですけども、地域活動協議会ができた中で、やっぱりまだまだ地域福祉の活動そのものは、今までの既存でやっておられた地域社協のボランティアさんであつたりというところが多い中で、また一方、ネットワーク推進員さんがなくなったことで、なかなかネットワーク委員会の拠点というか機能が低下しているというのが、やっぱり現状かなと思っています。その辺の整理がまだまだ地域の中で、地域活動協議会という器ができて、これから福祉のことも考えていこうかなというところに地域のほうもなっていますし、こちら、支援するほうも、まずは地域活動協議会ができた、その後、実際に地域の活動をさらに進めていただくためにどういう支援が必要か、どういうところを整理していったらいいのかというところをまだまだ模索しながら進めているというところかなと思っています。

【西田委員長】 区長、どうぞ。

【吉田区長】 私もいろいろ悩ましい立場でありまして、そうしたことから、考え方の参考としてちょっと岩間先生に2つほどお尋ねしたいんですね。1つは補助金というか金銭的な支援の問題で、もう1つは活動の単位の話なんです。

今、大阪市では役所から地域に出す補助金の見直しというのを全般的に行っておりまして、その基本的な考え方は、補助というのは50%が基本ですよというのがあって、もちろんそれだけではないんですけど、それが基本ですという考え方でずっと走ってきたと。ところが、やはりそれでは立ち行かなくなる地域活動とか地域福祉とかがあって、今抜本的に見直しをしているところなんです。その抜本的な見直しの基本的な考え方として、行政が本来担うべきことについては金銭的にも100%支援すべきではないかと。それ以外については基本的に50%の支援であろうという意見が非常に多数を占めておりまして、今そういう方向で流れつつあるんですね。具体的に言いますと、青少年指導員に対する補助金制度についても見直しが入っていて、わかりやすく言うと、非行防止活動の夜回りについては、これは本来行政がやるべきであろうと、だから100%何らかの形で金銭的に支援したらいいんじゃないかと。ただし、その組織を醸成するための子供たちのキックベース大会とかソフトボール大会も青少年指導員の方々がやっている。これも100%活動費を税金から負担しなければいけないのかと、やっぱりこれは50%補助じゃないのかという議論が今主流になっているんですね。そういう考え方を念頭に置いたときに、地域福祉の見守り活動ですよ。お互いが見守る活動というのは、それが全て行政が本来担うべきものなのか、それとも、先ほども言いましたように、組織の醸成という要素が一部含

まれるから、これは補助という考え方をある程度入れるべきではないのかという、基本的に悩ましいところに今立たされているということをご理解いただいて、そこについてアドバイスは1点いただきたいんです。

もう1つは、今CSWの話が出たんですけど、その単位なんですけど、やはり大阪市の場合は小学校区で1地域活動協議会という形でずっと来たと。これは連合振興町会もそうなんですけど、私の個人的な印象としては、やっぱり単位としては小さいかなというのがあるんです。小さい大きいというのは個人的な見解も含まれているんでしょうけど、現状、小学校区単位でいくと、住吉区の場合は1万人プラスアルファ、イコール1地域活動協議会というエリアになると。今、副区長のほうから提案した中学校2校区ということになると、大体3万人から4万人で1つのエリアという考え方で進めることに、基本的になるわけなんですけど、地域福祉の単位という考え方でいったときに、適切な規模というか、どういう単位で、人数的な規模の単位で考えた方がいいのかということも2点目として悩ましいポイントなので、そのあたりについていろいろアドバイスいただければと思います。

【岩間アドバイザー】 今、2つのご質問の内容に深く関係しますので、ちょっと1点、少し今回、大きな話と、それから各論というか、いろいろテーマごとの課題も含んでいるんだらうと思いますので、ちょっとお金のこととか単位のことと関係する話ではあると思うんですが、今回、かなり精力的にこのシステムに関して時間をかけてつくられたというお話をお伺いしてきました。これは、お金に関する話ではあるわけですが、現実的に言いますと、平成27年4月スタートの生活困窮者自立支援法に基づくものをこの秋の臨時国会で可決された場合、1年半後に、これは義務として区単位でやらなきゃいけないということが、国のほうから言われるわけですよ。ですので、そこを想定した上で、このモデルをどのように描いていくのかということとは不可分だらうと思うんですね。だから、施策とは関係なく、国が言ってくる新しい動きとは関係なくこれをどう描くかということとは、もうあり得ない話であって、義務ということになると、そこに主任相談支援員なり、あるいは相談支援員なりということについての人件費も含めて、今後深く関係してくるという話ではあるんだらうと思うんですね。

なので、ご存じのとおり今年度からモデル事業として始まっていて、大阪市はもう3つの区が手を挙げてそれをやっていくということにはなっているようではありますが、じゃあ26年度どうするのか、それからこのパイロット事業の中で来年度の予算をどんな内容にしていくのかということとも深く関係する話だらうと思うんですね。なので、区単位で

生活困窮者に対する支援体制をどのように描くかということと、それから住吉区のこのシステムを3層5段階改め、新たなものをどのように描いていくのかということは、もうこれは必然的に重なり合ってくる話であるということなんですね。なので、間もなく、住吉区は関係ありませんが、3区に対する今後、多分公募がされるような状況にあるんだろうと思うんですね。その中身と3区がどのような公募要項が出てくるのかということとどういう事業をするのかということ、そのことはもう27年度から、大阪市はどのような形になっているかわかりませんが、福祉事務所を設置する自治体は必ずやらなきゃいけないという話ですよ。だから住吉でいう単位でいうと、住吉区役所を中心としてこの事業を必ずやらなきゃいけないという話になるわけです。そのときに、このシステムというのが深く関与してくるという前提のもとで、この絵を描いていかなきゃいけないということなんですよ。

となってくると、そこでいう、対象をどう描いているのかということがとても大事になってくるわけです。それは、何となく高齢者を中心としてその輪郭にあるような人たちという想定ではもう済まない話だろうと思うんですね。なので、例えば40歳から65歳までの中のひきこもりの人たち、例えば軽度の知的障がいのある人たちであったり、あるいは発達障がいのある人たちであったり、あるいは刑務所から出てきた人であったりということですよ。あるいは外国籍住民の方も含めてであります。さまざまな生活上のしづらさを対象にした人たちですね。

今、生活困窮者自立支援法の第2条の中で、僕、いろいろこの1年半ほどかかわってきたんですけど、いろいろ経緯があって、最終的にあの法案の第2条の定義というのはとても狭いものになっていますが、あそこにかかわるということは、結局その予備軍にある人たちも含めて対応するしかないということになってくるんだろうと思うんですね。そうなってくると、この事業でいう、この新しいシステムでいう対象像をどう描いていくのかということ、もちろん考えていかなきゃいけない話だろうと思うんですね。

そして、なおかつそこに、今回の新しい法案に基づく、結局あの法律に基づく、自立相談支援事業、これが核になってくるわけですよ。その理念でいう話になってくると、事後対応ではなくていかに未然に防いでいくのかとか、あるいは予防的な対応が地域の中でできるかどうか、それがほんとうにこのシステムで描けるかどうかなんですよ。単にしんどそうな人を発見して専門職につなぐだけでは、それは不十分だろうという話ですよ。ほんとうの意味で地域の中で問題解決ができる、それが地域で地域の問題を解決する

という、地域住民と今おっしゃっているコミュニティソーシャルワーカーなり、あるいは新しい事業でいう相談支援員なりがそこに関与する形で一緒に解決していける仕組みとして機能できるかどうかということなんですよね。だから地域で発見をして、そこで専門職につなぐだけではなくて、ほんとうにこの場で問題解決ができるかどうか、そして早期発見、早期対応ができるかどうかということですよ。そういう機能性がそこに伴ってくるかどうかという絵描きができなきゃいけないということだと思っただけなんです。それは従来、平成3年から始めてきた3層5段階にはなかった話であって、言っていたかもしれないけど実質できなかった部分でもあったんだろうと思っただけなんです。

あと、区長のおっしゃる2つ目の質問からということになりますが、そのときに単位としてどう描くかとなってくると、1つの基本ユニットとして、僕が考えているのは中学校区だろうと思っただけなんです。中学校区は1つの単位として、大阪市でいう包括圏域です。大阪市でいう、これは2中学校区ぐらいになっていますが、1つか2つないしの、現実的に言うと包括エリアを1つのユニットとして、その下に小学校区単位で2つ、3つの小学校区がそこにあるのかどうか。従来の大阪市の施策でいうと、中学校区というのはあんまり言ってこなかった単位では、区長がおっしゃるとおりだと思っただけなんです。だけど、そこでもう1層、今までやってこなかったんだけど、そこに中学校区という枠をはめていくという形でシステムを描く、その中学校区にここでおっしゃっている専門職の人たち、あるいは新しい事業でいう相談支援員かもしれないけれども、そこに配置をするということですよ。そのエリア内です。だから包括エリアということなんです。そこに配置することで、そこに地域を基盤としたソーシャルワークの実践の1つの単位としてそこに描けるかどうか。これは、大阪市としたら新しい試みではあるんだろうと思っただけなんです。区と実働的に小学校区単位の間にもう1層、きちんとそこに機能できる、あるいは地域の人たちと一緒に活動ができるような単位として中学校区のところに描けるかどうか。もうその時点で、高齢者の枠をほんとうの意味で外し、子育て領域から障がい者の自立支援から、そこで生活というところを基礎に置いた絵描きができるかどうかということだろうと思っただけなんです。だから、そこに27年4月から、住吉で新しい事業を、これはやらなきゃいけないわけだから、そこを想定した上でこの絵描きができたときに、これでもつかどうかという話については少し検討の余地はあるのかなと思います。ほんとうに覚悟を決めて、対象枠を外せるかどうかということですよ。そうなってくると、それをやるしかないとなってくると、1つの、区長のおっしゃる単位ということであって、中学校区を1つのエリ

アとして、どんな絵描きができるかということになってくるのかなと思います。

1つ目のご質問、これは非常に大事な質問でありながら、悩ましい問題であるということだろうと、それは僕も強く思います。ただ、発想として、行政がやる部分については100を出します、それ以外については、例えばアップー50%の補助をしますという絵描きが、実は現実にはあまりそぐわない形になってきているのかなと思うんですね。といたしますのは、いわゆるパブリックという、公という考え方自体が日本でわりとおくれてきたところがあったように思うんですよね。パブリックというのは役所や公務員の人たちがやる話ではなくて、それはほんとうの意味で行政と住民とが協働でつくり上げていくものだろうと思うんですね。となってくると、これは行政の仕事だという、だから後はそれ以外という形の線引きが実は非常に難しいというお話だろうと思うんですね。難しいということとは、もはやできにくかったり、できない話だろうと思います。なので、そこでほんとうを言うと、100か50かではないところで、いろいろな意味で一緒に、もはや行政はやることはやるけど、あとはできひんから自助の精神でやってねというのも変な話だろうと思うんですね。全てが共助で、その共助というのは、行政とそれから住民がほんとうに手を取り合いながら一緒にやっていくときに、最低限必要な基盤をつくるためのお金として幾ら必要かという算出の枠組みが必要な感じがするんですよね。それをどこから、役所がこれは行政でやるから100もつわと、あとはもう自分ら好きに、50までやったらアップー出してあげるから好きにやってという関係自体が非常に、もう実は現実的ではない、ちょっと陳腐な形にはなっている。それを無理にどこかで線を引こうとするから、いろいろなハレーションが起こってきたり、何かうまくいかなかったり合意が得られなかったりという話のような気がするんですよね。

なので、ほんとうの意味で住民と行政が手を取り合って、どこまで行政が出したらこの活動が今できるかという基準であったり話し合いであったり、あるいは合意のプロセスであったりということが、ほんとうの意味のパブリックだろうと僕は思うんですよね。だから、そういう文化をつくっていくという新たな時代が来ているように思うんですよね。だから、発想として、まだ古い形というか、役所がお金を出すという形を決めるという線引きをするから、区長が権限のもとでそれは100か50かというのではない形をつくらなきゃいけないように思うんです。そうしない限り、いつまでも悩ましさというのは残り続けるわけで、そこで判断を区長権限でという話になると、非常にご苦労されるということだと思うので、それを80かもしれないし20%かもしれないしという話を、ほ

んとうの意味で関係者が協働のもとで合意しながら話し合っけていながら、ほんとうの意味での住吉のパブリックをつくっていくという、僕は新たな一步を踏み出す時期が来ているような気がするんですね。それはもう、新たな文化という形かもしれませんが、何か行政がそれを決めていくという時代ではもうなくなってきているような感じで、何か第3の道みたいなものが生み出されればいいなという感じがしています。

なので、ちょっと前段の話というか、1つ目の今の話の中で、ちょっとこの仕組み自体というのは、具体的に言うと26年度のこの事業のモデル事業に対してどう関与するのか、僕は手を挙げてもらえたらいいなとは思っているんですけど、挙げてもらっても先にもう3つ先行していますから、そこに食い込めるかどうかという話があるし、国のモデル事業もどっと全国から来年度手を挙げてくるんだらうと思うんですね。そこにほんとうにどれだけ配分があるのかどうかという話もあります。だから、僕はもちろん手を挙げてもらう必要はあると思っていますが、そうでなくても、当然あともう1年で来るわけだから、そこを念頭に置いて、どんな絵描きをするのかということは今から考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思っています。

ちょっと長くなりました。ざっとそんな感じです。

【西田委員長】 ありがとうございます。よろしいですか。

【吉田区長】 はい。

【西田委員長】 そのほか、ございますでしょうか。せっかくです。いろいろ、それぞれ所属されているご団体の内容が含まれている地域福祉システムかなと思いますので、稲垣委員、どうでしょうか。聞いておられまして、民生委員さんの役割とかも出ていたと思いますけれども、何かご質問、ご意見等がございましたら。

【稲垣委員】 随分前なんですけど、そのころ高齢者の調査というのを民生委員でやっていたことがあるんですね。それが、ネットワーク委員会とか町会のほうがやるようになって、民生委員がもう入る余地がなかったんです。一緒に回りたと言ったら「いや、関係ない」と言われて、それからもう全然地域のほうにそういうの、入っていないんですね。だから、そういうのをもっと連携してやっていただきたいと思います。

【西田委員長】 ありがとうございます。

井上委員、いかがでしょうか。ご意見、ご質問等。

【井上委員】 最初に戻るなんですけど、パイロット事業というのと、この地域福祉システムというのと、ここの地域福祉システムの中で、多分一番下の交流の場とかそういうと

ころに位置づくんだと思うんですが、パイロット事業は、それぞれここで見させていただくと、かなり重複している、同じ活動をする事業に別々に補助金がありたりしているんですけど、このパイロット事業も、希望的観測を言うとやはり発展していくもので、それぞれただ連携とかいうのではなくて、それぞれ発展、発達していく途上で、そういうお互いの中で連携、最初は連携からドッキングしていったって、パイロット事業も中にシステムとしてどういうふうに位置づけられるのかなというのにちょっと興味があるというか、お願いというか。このまま、この単体としてずっと存続するんじゃないかと、成長、発展していく中で再編成もあり得るのかなと、意見というか質問というか、そういうことをちょっと考えていたんですけども。

【吉田区長】 細部に当たっては誰かフォローしてくれるのかもしれませんが、大きな話から言いますと、もともとこのパイロット事業というのは、ある高齢者にかかわる施策をやめて、それによって財源が浮いたと。これを使って各区の独自性を出して、ほんとうに困っている人々、真の弱者に対するパイロットプログラムを考えてくれというのが強い市長からの指示で、取り組んだというのがこの事業なんですね。

今のご質問にお答えするとすれば、去年の夏から今年の夏ぐらいにかけて、このパイロットプログラムで忙殺されたというか、もうどうするかという暗黒模索というか、もがき苦しみました。結果としてとてもよかったなと思うのは、もがき苦しんだ結果、やはり地域福祉をしっかりと立て直さないといけないよねということが、このもがき苦しんだ結果の結論だったかなと思っています。ですから、1年前と比べれば、かなり地域福祉計画を、今岩間先生に具体的なアドバイスをいただきましたけど、ああいう方向性で、もう抜本的に見直さなきゃいけないということでは区役所の全体の認識は統一されてきたかなと。ここへ来るのにやっぱり1年間かかったと。そのために、このパイロットプログラムというのは、ある意味、そういう意識を喚起するために役立ったかなということは思っております。ですから、この成果を生かして地域福祉計画をしっかりとつくって、そしてその地域福祉計画に沿った形でおおのの個別に始めたパイロットプログラムをまた来年度に向けてアレンジしていく必要があるかなと、私だけじゃなくおそらく区役所の責任者はみんなそう思っていると思います。思っていないか。思っへんとは言われへん。

【井上委員】 ありがとうございます。

【今里副区長】 一応は25年度にパイロット事業は、この5つでスタートしたんですけども、当然、1年で全部終わるかどうかはないでしょうが、2年、3年では当然形も変

わっていくと思いますし、孤立死なんかも当初3年間ということを行っていますし、いろいろな事業もその進捗に基づいて形も変わっていくだろうと。その中でやっぱり成長していくものと思っていますし、今いただいた意見のように、お互い連携して、うまいことくっつけていけるところはくっつけたほうがいいよとか、そういうご意見もほかからもいただいていますので、また1個1個見ていきたいなとは思っているんです。

もう1つ、岩間先生から生活困窮者自立支援法のお話があって、ちょっとおわかりにくかったかと思って、補足いたしますと、今年の参議院選挙の前に、生活保護法の改正と、もう1つ、この生活困窮者自立支援法という法律が通るはずだったんですけど、最終日では通らなかったんです。それで、今度秋の臨時国会ですかね、そこまで先送りされてたのですが、ただ、どっちにしてもこの法律が通って、モデル事業ということで26年から全国でモデル事業が始まっています。その中で大阪市としては3つの区、西成、西淀川、東淀川が、26年1月からモデル事業を始めていきます。

住吉区としては、最初の時点では手を挙げなかったんです。最初はほんとうに生活保護に陥らないためにつくった法律としか読めなかったということで、広がりや、先生もおっしゃったんですが、広がりが法的に見られなかったのです。ただ、その後でいろいろお聞きしたりいろいろすると、そうじゃなくてやっぱりこの法律は対象者が広いものなんですよということをお聞きして、今考えていますのは、26年度からのモデル事業を国がされるようならば、住吉区としては、手を挙げたいとは思っているんです。国の財源が入ってくるというのもあるんですけども、今私が申し上げた地域福祉の仕組みづくりのコミュニティソーシャルワーカーとか、そういうようなものの財源がこれで充てられるかなという思いはあってですね。ただ、とは言いながら、この法律である考え方としてやっていくことと、地域の仕組みづくりとか、例えば災害時要援護者の取り組みを見据えた形での取り組みとどうつなげていくんだという、その辺の具体的な話についても、まだまだ考えていかなければならない部分がありまして、きょうのところはそういう形で、災害時要援護者支援のこともくっつけてこれから考えていきたいと思いますという認識を皆さんにお知らせしたいということです。

【西田委員長】      ありがとうございます。

そろそろお時間も迫っておりますので、今までの議論も含めまして、最後、岩間先生のほうで何か追加してお話ししていただけることがありましたら、お願いいたします。

【岩間アドバイザー】      細かい話にはなるんですけど、人の問題でいいますと、この図



の、5 - 2の図の話でいうと、包括圏域に今おっしゃっているコミュニティソーシャルワーカーなり専門職を配置することと、もう1つ、小学校区レベルでいいますと、そこに地域側の担い手という、一応中心や核になる人を配置する必要があるって、それがコミュニティソーシャルワーカーといっても、そこに人口がたくさんいるわけなので、1人で全部というのはいかないわけですよ。なので、そのコミュニティソーシャルワーカーと、それから実際地域の側で動いてくださる人、例えば専門職OBの方であるとか、役所を退職された方であるとか、資格を持ちながら子育てをされているお母さんとか、例えばですよ、そういった、ほんとうの素人さんではなくて若干いろいろ経験があったり専門的な知識や資格のある方であったり、例えばのイメージです。そういった人たちが地域の側において、この人と協働していけるような形がないと、人を配置したら全部うまくいくかということでもなくて、それを支える仕組みとして小学校区レベルにも、推進員とはいいいませんけれども、一定の役割を果たしてくださる人がいて、そこで問題解決というか早期発見と早期対応ができるような仕組みをつくっていくという絵描きが必要になってくるんじゃないかなと思うんですね。なので、そのあたりがやはり紙の上で描いていることと今度地域の中でどういう絵描きをするかというのは、かなり練ったものが必要だということと、あと現実、じゃあお金を何人ぐらいつけられるかという話と、モデルとしたら幾らになるかとか、じゃあ27年度以降、住吉区はこの事業をするのという話にもなってくるので、そこはいろいろな要素を入れながら、ちょっと熟成させる時期が当面は必要になってくるのかなと思うので、そのあたり、いろいろ課題というものはあるんでしょうけど、そのあたりもポイントになってくるかなという感じです。

【西田委員長】      ありがとうございます。

【今里副区長】      おっしゃるとおりで、地域の側にも窓口機能がやっぱり必要だろうという議論もありまして、地域によって、前推進員さんの方でも地域で13年されている方とかがいらっしゃって、ほんとうに地域のいろいろなことを知っておられますし、勉強もされている人もいらっしゃる。そういう方は多分、今先生がおっしゃった方になり得るのかなと思います。ただ、地域によっては、前推進員さんの中で去年公募で選ばれたばかりという方もいらっしゃいますので、非常に差が大きいこともあります。地域での窓口的な方はやっぱり必要なんだろうということで、そこに対して、以前のような形では無理でしょうけど、何らかの支援も必要なのかなと考えています。

【西田委員長】      どうもありがとうございました。

きょうの会議で出された意見を、また事務局のほうでまとめていただきまして、いいものにつくり上げていきたいなと思いますし、今後のスケジュールのことも含めて、最後、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【神戸保健福祉課長】 次回なんですけれども、予算要求の状況も踏まえながら、日程は前後するかもしれませんが、11月ごろには開催したいと考えております。事務局のほうから連絡させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【西田委員長】 それでは、本日の会議の進行にご協力をいただきまして、皆様、ありがとうございます。これで第1回の地域福祉専門会議を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

【芝池保健福祉課長代理(司会)】 本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございました。これで終了いたします。お疲れさまでした。

了